

# 子ども・子育て支援新制度って？

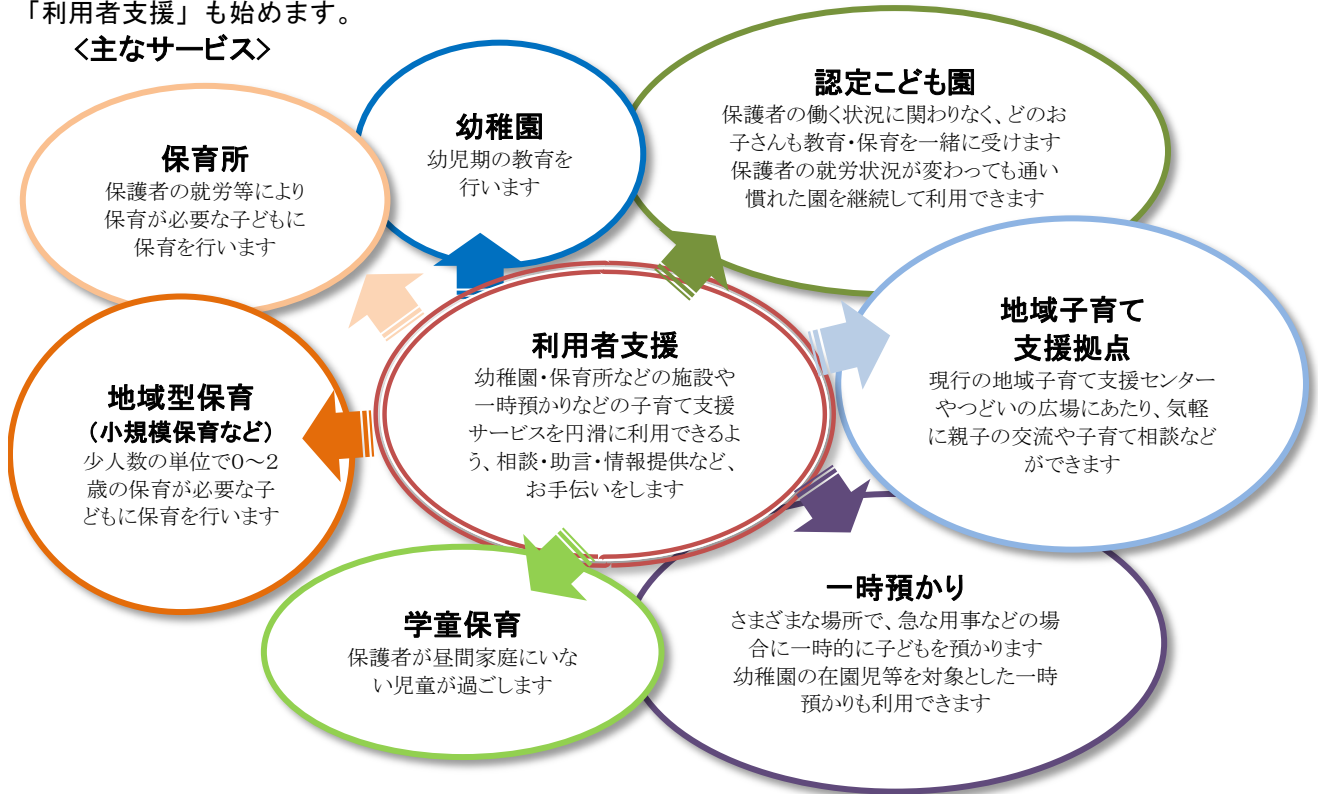


平成27年度から新しく「子ども・子育て支援新制度」が始まる予定です。

新制度では、幼稚園と保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を図るほか、待機児童の解消を目指して、少人数の「地域型保育」を新たに整備します。また、「地域子育て支援拠点」や「一時預かり」などの多様な地域の子育て支援を充実します。

子育て家庭のニーズに合わせて、様々な支援サービスの中から適切なものを選択し、利用できるように「利用者支援」も始めます。

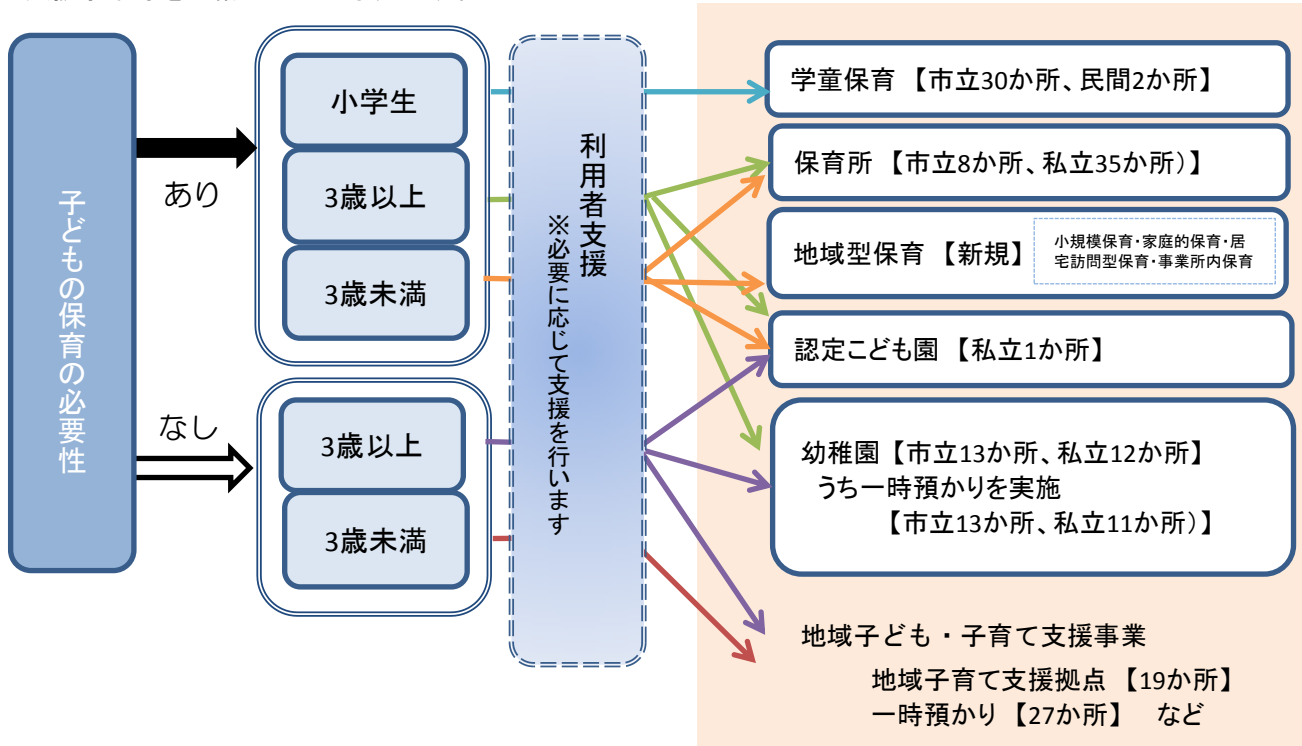
## ＜主なサービス＞



## どんなサービスが利用できるの？

新制度では、家庭の状況や子どもの年齢などにより、次のようなサービスを受けることができます。

茨木市では、市民ニーズを踏まえ、それぞれのサービスの拡充にむけてどのように取り組んでいくのか、現在検討しています。今後、茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）を作成し、計画的にさまざまな子育て支援事業等を整備していく予定です。



【 】は、平成26年5月現在の茨木市の状況です



# 利用手続きは？

平成26年  
秋頃  
スタート

新制度の開始に伴って、幼稚園や保育所等を利用する際の手続きは、これまでと時期や流れが大きく変わることはありませんが、それぞれの利用希望に応じた認定を受ける必要があります。

なお、私立幼稚園についての新制度への移行は、各園によって異なります。移行しない幼稚園利用の場合は、認定を受ける必要はありません（現行の手続きと変わりません）。詳しくは、各園におたずねください。

◎参考：平成27年度においては、市内の学校法人立幼稚園は、現行どおりの予定です。

## ■認定の種類

**1号認定** 満3歳以上で、幼稚園等の利用を希望する場合

**2号認定** 満3歳以上で、保育所等の利用を希望する場合

**3号認定** 満3歳未満で、保育所等の利用を希望する場合

◎2号認定、3号認定を受ける場合は、保育の必要量によって「保育標準時間（最長11時間）」  
「保育短時間（最長8時間）」に区分され、利用できる時間が異なります。

## ■利用の流れ（幼稚園は、新制度に移行する幼稚園です。）

**1号認定** 利用先：幼稚園、認定こども園

幼稚園等  
希望の  
場合

**1** 幼稚園等に  
直接利用  
申込をします

※茨木市が必要に応じて  
利用支援をします。

**2** 幼稚園等から  
入園の内定を  
受けます

（定員超過の場合などに  
面接などの選考あり）

**3** 幼稚園等を通じ  
て利用のための  
認定を申請しま  
す

**4** 幼稚園等を通じて  
市から認定証が  
交付されます  
（1号認定）

**5** 幼稚園等と  
契約をしま  
す

**2号認定** 利用先：保育所、認定こども園

**3号認定** 利用先：保育所、認定こども園、地域型保育

保育所等  
希望の  
場合

**1** 市に  
「保育の必要性」  
の認定を申請しま  
す ※1

**2** 市から  
認定証が  
交付されます  
（2号認定・3号認定）

**3** 保育所等の  
利用希望の  
申込みをします  
（希望する施設名などを  
記載）

**4** 申請者の希望、保育所  
等の状況などにより、  
利用調整をします  
※2

**5** 利用先の  
決定後、  
契約と  
なります

※1 ①と同時に③の利用希望の申込みもできます。

※2 必要に応じ、市町村が利用可能な保育所等の  
あっせんなどもします。

## 新制度にむけた茨木市の取り組み



### 茨木市次世代育成支援行動計画（第3期）の策定

現在茨木市で取り組んでいる次世代育成支援行動計画（後期計画）が、平成26年度末で終了することから、後継計画となる第3期の計画策定にむけて検討中です。新制度では、市町村が地域のニーズを把握し、計画的に教育・保育施設や子育て支援サービスを整備する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることになっており、それを含めた茨木市における総合的な子ども・子育て施策の5か年計画（平成27年～31年度）を策定していきます。

### 各種事業等の基準の決定

新制度では、地域型保育事業や学童保育などの基準を市町村が定める必要があります。今後、茨木市子ども育成支援会議での議論などを経て、条例を制定していきます。



## 新制度 Q & A

### Q いつからはじまりますか？

A 平成27年4月からスタートする予定です。新制度の実施のためには、消費税が10%になった増収分から毎年7,000億円程度が充てられることとなっています。今年度の後半には、新制度の開始にむけて利用申込などの手続きが始まる予定です。

### Q 認定こども園のメリットは何ですか？

A 認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育所の両方の良さを持つ施設です。保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変わっても通い慣れた園を利用できます。

また、認定こども園には、子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない家庭も子育て相談や親子の交流の場へ参加ができます。

(茨木市では、保育所・幼稚園においても子育て支援を行っています。)

### Q 幼稚園の預かり保育を利用していますが、今後も利用できますか？

A 幼稚園の預かり保育は、「一時預かり」として今までと同じように利用できます。新制度では、幼稚園における主に園児を対象とした一時預かりのほか、保育所等での一時預かりなどの充実についても検討していきます。

### Q 家で育児をしています。新制度の支援は受けられますか？

A 新制度は、すべての子育て家庭を支援する仕組みです。例えば、家庭での子育て支援として、急な用事などに利用できる「一時預かり」や、地域で気軽に子育ての相談や親子の交流ができる「地域子育て支援拠点」なども整備していきます。

### Q 保育料などの仕組みがかわりますか？

A 新制度では、現在の利用者負担の水準をもとに、保護者の所得に応じて国が定める水準を限度として市町村が利用者負担を定めることとなります。今後茨木市においても、利用者負担の算定方法について検討し、10月までには決定する予定です。

### Q 小規模保育の利用を考えていますが、子どもが3歳になったらどうすればよいのですか？

A 0～2歳児を対象とする小規模保育等は、卒園後の保育を確保するために「連携施設」を設定することになっています。茨木市においては、個々に連携施設を設定するのではなく、複数の連携施設の中から、より保護者ニーズに応じた保育所を選択できる仕組みとしています。

### Q 新制度では、いつでも保育を受けられるようになりますか？

A 茨木市においても待機児童がある状況です。今後は、地域のニーズを踏まえた「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、認定こども園、保育所をはじめとし、小規模保育などの保育の場を計画的に整備していきます。

### Q 幼稚園の利用を希望する場合も、保育の必要性の認定がいりませんか？

A 新制度に移行しない私立幼稚園を利用する場合は、認定を受ける必要はなく、今までどおりの手続きです。新制度に移行する幼稚園を利用する場合は、認定を受けていただくこととなりますが、認定にあたり従来の幼稚園利用と異なる条件が生じたりすることはありません。また、1号認定は、入園内定した園を経由して手続きができるようにする予定です。

### Q 学童保育の改善が図られると聞きましたが、どうなりますか？

A 新制度では、学童保育室の職員の資格・員数、施設・設備、児童の集団の規模などについて新たに基準を定めます。茨木市においては、これらに加えて、公立学童保育室の開所時間などについて、10月頃の決定を目途に現在検討しています。

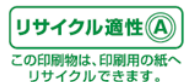


問合せ先：茨木市 こども育成部 こども政策課

電話：072-620-1625(直通) Fax:072-622-8722 Mail:kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

茨木市ホームページ：<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/>

新制度の詳細内容は、内閣府のホームページでもご確認いただけます  
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>



すべての子どもたちが、健やかに成長していくために。  
すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために。  
「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

お知らせします！

# 子ども・子育て支援新制度



現在、茨木市では、公募市民をはじめ学識経験者や保護者、子ども・子育て支援に関する従事者などが参画した「茨木市こども育成支援会議」において、新制度に基づく取り組みについての検討を進めています。



新制度に関する詳しい内容等は、今後ホームページや広報誌（9月号予定）等でお知らせしていきます。



- 子ども・子育て関連3法（平成24年8月成立）に基づく制度
  - 子ども・子育て支援法
  - 認定こども園法の一部改正法
  - 子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- 制度の背景
  - 働いていてもいなくても、教育・保育を受けさせたい
  - 核家族化や人間関係の希薄化などで、子育てに関して頼れる人がいない
  - 待機児童があって保育所に入れない
- 制度の目的
  - 幼稚園と保育所のいいところをひとつにした「認定こども園」を普及します
  - 保育の場を増やし、待機児童を減らして、子育てしやすい、働きやすい社会にします
  - 幼児期の学校教育や保育、地域の様々な子育て支援の量を拡充し、質を向上します